



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年11月29日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入をする物品等及び数量

一般事務用ページプリンタ92台及び周辺機器一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成17年2月1日から平成17年3月31日まで

## (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

## (5) 入札方法

1台1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 借入物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス（保守・管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年12月10日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎403号会議室

## (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年12月9日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画局情報政策課

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

要します。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は入札説明書によります。

情報政策課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年11月29日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成16年11月16日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 グループH I Y O K O

## 3 代表者の氏名

柳 澤 佳 子

## 4 主たる事務所の所在地

塙尻市大字広丘吉田505番地8

## 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、青少年を中心とした地域に住む人々に対して、IT技術の普及・向上及び、それに関わる人材の育成を推進することにより、豊かで生きがいの持てる社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

**公告**

木曽郡山口村における県営まごめ地区新茶屋換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年11月18日行いました。

平成16年11月29日

長野県知事 田 中 康 夫

**農村整備課**

**公告**

木曽郡山口村における県営まごめ地区清水換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成16年11月18日行いました。

平成16年11月29日

長野県知事 田 中 康 夫

**農村整備課**

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年11月29日

長野県知事 田 中 康 夫

**1 入札に付する事項**

## (1) 調達をする役務

平成16年度森林簿データ作成システム変更業務委託

## (2) 役務の特質

入札説明書によります。

## (3) 履行期間

平成16年12月13日から平成17年3月10日まで

## (4) 履行場所

入札説明書及び仕様書によります。

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に同種、同等以上の業務を行った実績を有する者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部林政課

電話 026 (235) 7269

**4 入札手続等**(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年12月10日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎304号会議室

## (3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (6) 契約書作成の要否

必要とします。

## (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

**5 その他**

詳細は入札説明書によります。

**林政課**

**公告**

上田市六ヶ村堰土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成16年11月29日

長野県上小地方事務所長 井 本 久 夫

**理 事****新 任**

氏 名 住 所

桜 井 幸 三 上田市大字小牧139番地4

小 林 周 二 上田市大字諏訪形1150番地2

柳 沢 穂 上田市大字御所207番地

滝 沢 寿 生 上田市大字中之条291番地

松 井 弘 德 上田市大字神畑149番地

**重 任**

氏 名 住 所

小 林 幸 雄 上田市大字諏訪形719番地

中 村 力 上田市大字上田原300番地

城田数穂 上田市大字上田原1612番地  
和田一雄 上田市大字上田原437番地1  
中山茂夫 上田市大字築地186番地

## 退任

氏名 住所  
中村好幸 上田市大字小牧623番地  
柳沢幸男 上田市大字諏訪町1122番地  
室岡孝夫 上田市大字御所234番地  
丸山輝雄 上田市大字中之条288番地  
大井利治 上田市大字神畠42番地

## 監事

## 新任

氏名 住所  
増澤昭雄 上田市大字諏訪町677番地2  
田中剛 上田市大字中之条211番地  
大井清司 上田市大字神畠45番地

## 退任

氏名 住所  
松沢勝巳 上田市大字神畠897番地  
山岸弘明 上田市大字中之条421番地17  
山浦実 上田市大字上田原643番地3

## 土地改良課

## 公告

長野県高井土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成16年11月29日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

## 理事

## 新任

氏名 住所  
久保田勝士 上高井郡高山村大字中山3317番地

## 退任

氏名 住所  
黒岩静男 上高井郡高山村大字牧578番地

## 土地改良課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成16年11月29日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲  
別表のとおりとする。

## 2 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
獵銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 3 受講手続

## (1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、獵銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込みすること。

## (2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

## 4 その他

## (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

## (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

## 別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて獵銃又は空気銃を所持する者であつて、獵銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	1月5日(水)	午後1時から午後4時まで	千曲会場	北信
	1月12日(水)		丸子会場	東信
	1月19日(水)		伊那会場	南信
	1月26日(水)		松本会場	中信

## 生活保安課

## 公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事及び長野県議会議長から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成16年11月29日

長野県監査委員 丸山勝司  
同 樽川通子  
同 東方久男  
同 木下茂人

16医県第37号

平成16年（2004年）7月7日

長野県監査委員様

長野県知事 田中康夫

平成15年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

- (1) 人件費及び関係諸費の事務
- (2) 消費税申告の事務

2 措置の内容

- (1) 人件費及び関係諸費の事務

事 項	監査結果（要旨）	措 置 の 内 容
ア 第2章監査結果 (主に是正改善に 係る事項)	(ア) 退職給与引当金 の計上を適正にす べきもの(2-1)	<p>収益的収支が赤字の場合には、退職手当引当金を計上する必要はないと理解されてきた事情もあって、病院事業会計では引当不足額が多額になっている。当該引当金の計上基準は、前事業年度末日に在職していた全職員がその日に退職したと仮定した際に支払われるべき退職給与金の額を、当該事業年度末日に在職している職員がその日に全員退職したと仮定した際に支払われるべき退職給与金の額から差し引いた額を基準額とすべきである。</p> <p>過去の引当不足額については、激変緩和措置を講じ、今後10年間に解消するよう追加計上するなど、計画的な措置も許容される。</p> <p>指摘のあった平成14年度末の所要額は、約58億3,600万円であり、今後10年間で引当計上するとした場合、毎年度発生する実際の退職者に支払う数億円の退職給与金に加え、引当金として約5億8千万円を費用計上し、引き当てる事となる。</p> <p>近年、こども病院や須坂病院の整備事業などに多額の企業債を借り入れており、今後の償還を考慮すると損益勘定留保資金の減少は必ずあることから、約58億円に上る引当金計上は、欠損金の増加及び損益勘定留保資金の激減が予想されるため、病院事業会計単独では困難な状況である。</p> <p>したがって、病院事業会計の今後の資金収支状況と一般会計の財政状況をみながら、対応していく。</p> <p>なお、平成12年度の包括外部監査の指摘を受け、退職給与金の予算計上率を引き上げたことにより、平成15年度には約1億3,400万円の退職給与引当金を計上することができた。</p>

## (2) 消費税申告の事務

事 項	監査結果（要旨）	措置の内容
ア 長野県病事業業会計 (2-2-1)	(ア) 是正改善事項による影響額 (2-2-1-1)  平成14年度の長野県病院事業会計において、消費税の納付増減差額2,091,705円について修正申告を行うとともに平成13年度以前についても修正申告あるいは減額更正を受けられるよう努力すべきである。	消費税申告額について、再計算を行った結果、次のとおり過大・過少申告が判明した。 (過大) 平成10年度 496,900円 (〃) 平成11年度 375,500円 (〃) 平成12年度 1,961,500円 (過少) 平成13年度 2,293,700円 (〃) 平成14年度 2,004,100円  過少申告の2事業年度分については、平成16年3月31日に修正申告納付した。 過大申告の3事業年度分については、平成16年4月16日付けで減額更正の嘆願を行い、平成16年6月28日付けで減額更正通知を受けた。
	(イ) 課税支出割合の計算誤りの是正 (2-2-1-2)  使途不明の負担金に対する使途の特定における課税支出割合の計算誤りがあった。 ①税込みであるべきところ、税抜で計算されていた。②非課税仕入、不課税支出のうち、現金支出を伴わないものも含めるところ、これを控除して計算している。	指摘のとおり、計算に誤りがあったため、計算方法を改めるとともに、平成10年度以降の消費税計算について再計算を行い、修正申告等により是正した。
	(ウ) 仕入税額控除の計算誤り (2-2-1-3)  一括比例配分方式による特定収入に係る仕入税額控除の計算誤り	指摘のとおり、計算に誤りがあったため、計算方法を改めるとともに、平成10年度以降の消費税計算について再計算を行い、修正申告等により是正した。
	(エ) 事業全体として消費税計算を行うべき (2-2-1-4)  7つの病院及び施設をそれぞれ独立した会計単位として消費税計算を行い、その合計額をもって全体の消費税額としている。しかし、個々の病院等ごとではなく、病院事業会計全体として計算すべきである。	指摘のとおり、計算に誤りがあったため、計算方法を改めるとともに、平成10年度以降の消費税計算について再計算を行い、修正申告等により是正した。
	(オ) 企業債償還に充てられた繰入金、負担金等の使途の特定について (2-2-1-5)  平成14年度の償還金に対して繰り入れている負担金について、昭和63年度以前の発行分は課税仕入以外の支出に使途を特定し、平成元年度以後の発行分はすべて課税仕入に使途を特定している。 しかし、平成元年度から平成11年度までの間の企業債発行については、非課税支出への充当もあることが判明したため、起債年度の課税仕入割合で特定収入分を按分する方法が適切である。	指摘のとおり、平成元年度から平成11年度までの企業債発行分の償還金に対して繰り入れている負担金については、起債年度の課税仕入割合で特定収入分を按分する計算方法に改めるとともに、平成10年度以降の消費税計算について再計算を行い、修正申告等により是正した。

16農技第322号

平成16年(2004年) 7月12日

長野県監査委員 様

長野県知事 田 中 康 夫

平成15年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

1 監査の対象となった事件名

消費税申告の事務

## 2 措置の内容

事 項	監査結果（要旨）	措 置 の 内 容
ア 特別会計の一部について課否判定を行つておらず、消費税計算に反映していない。(2-2-3-1)	内部に会計区分を設けている場合、特定の会計区分についてのみならず、事業体全体の全ての取引（収入・支出）において課否判定を行う必要がある。	消費税計算に反映させていなかった一部の特別会計についても、平成15年度確定申告分より収入・支出とも課否判定を行い、消費税計算に反映させた。なお、その他の会計については、収入・支出について全て課否判定を行い、消費税計算に反映させている。
イ 不課税収入が特定収入に該当するか否かの判断を行っていない。(2-2-3-2)	補助金等の不課税収入があった場合には、特定収入であるか否かの検討しなければ、特定収入に係る仕入税額控除の特例を適用しないこととなり、消費税納付額の計算を誤る可能性があるため、不課税収入が特定収入に該当するか否かの判断を必ず行わなければならない。	補助金等の不課税収入について、平成15年度確定申告分より特定収入に該当するか否かの検討・判断を行った。

16林政第187号

平成16年（2004年）10月6日

長野県監査委員 様

長野県知事 田 中 康 夫

## 平成15年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

## 第1 監査の対象となった事件名

消費税申告の事務

## 第2 措置の内容等

## 1 長野県県営林経営費特別会計（林務部）

事 項	監査結果（要旨）	措 置 の 内 容
(1) 中小事業者に対する特例の改正に関する特例の改正についての検討 (3-2)	ア 平成16年度課税期間において課税事業者となる事業者 (3-2-1-2)	平成16年度の事業計画（収益構造）を考慮した上で、本則課税又は簡易課税の選択を検討すべきである。 平成16年度においては、課税売上高に対する課税仕入高が上回り、消費税の還付を受けられる可能性が高いため、本則課税を選択済みである。

16議総第22号

平成16年（2004年）10月20日

長野県監査委員 様

長野県議会議長 古 田 芙 士

## 平成15年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成16年3月22日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成15年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

記

## 第1 監査の対象となった事件名

政務調査費（県政調査研究費交付金を含む。）の事務

## 第2 措置の内容等

## (1) 監査結果（主に是正改善に係る事項）

事 項	監査結果（要旨）	措置の内 容
イ 日本共産党長野県議会議員団（2-3）	a 高速道路料金を実費で精算すべきこと（2-3-1）	高速道路の使用に際しては、その都度明細の入手が容易であるため、実費額にて精算すべきである。
	b 現地事務局員の入件費支出に係る書類の整備について（2-3-2）	現地事務局員の記名による業務報告若しくは対価の請求の形式を具備する必要がある。
	c 領収書の添付を徹底すべきこと（2-3-3）	主催者が公的団体である場合においても合理的に可能な限り領収書を取得すべきであり、不可能な場合には、参加した議員の自署による精算書を添付して証拠種類とすべきである。
	d 現金出納簿の調整に工夫を要するもの（2-3-4）	帳簿の重要性に鑑み、鉛筆での記帳は避け、帳簿には表紙を付け、文書件名を定め、文書の保管及び使用がより確実かつ効率的なものとなるよう工夫を要する。
ウ 社会県民連合県議団（2-4）	a 未使用残高の返還を要するもの（2-4-1）	政策委員会は会派の内部組織であるため、政務調査費の収支の一部として処理されるべきであることから、当時の政務調査費の収支報告書を訂正し、残額268,822円を県に返還すべきである。
	b 帳票書類の作成方法について（2-4-2）	鉛筆書きの場合、長期の文書保存期間の中で、保存能力に脆弱さがあるため、ボールペン等によって記載すべきである。
エ 懇談会費用の支出の違法性、妥当性、適切性等について（2-5）	a 小括（2-5-6）	同一会派内の会議において日常的に行なわれる会議の費用としては、一人当たり5,000円未満に収めるよう努力すべきである（昼食代や茶菓代などに限定するなど）。
		日常的ではない飲酒を伴う特別の懇談会の費用としては政務調査費からの支出は望ましくない。
		対外的折衝の場合においても、極力、会費制での可能性を探るなどし、飲酒を伴う特別の懇談会の費用については、政務調査費からの支出を極力回避するよう努力すべきである。

## (2) 監査意見（組織及び運営の合理化のための提言）

事項	監査結果（要旨）	措置の内容
ア 会派が解散等により消滅した場合における証拠書類の保存（3-1）	会派が消滅した場合における証拠書類（平成15年条例改正前の証拠書類を含む。）の保存について、明確なルール作りが必要である。	会派が解散等により消滅した場合であっても、保存期間が経過するまでは、経理責任者が証拠書類等を保存しなければならないことを明確にした。（「政務調査費マニュアル」で明文化）
イ 年度末における未使用の政務調査費（返還・繰越・引当）（3-2）	a 繰越制度の創設（3-2-1）	交付した政務調査費に「残余」が生じた場合の「残余」の返還義務と知事が「返還命令」を発する場合の条件について、条例において明確にすることも検討に値すると思われる。
	b 引当金制度の創設（3-2-2）	年度末において繰越を認める規定を条例に設けることも検討に値すると思われる。
ウ 旅費（3-3）	会派の構成員である議員の住所地によって、各会派の政務調査活動に必要な旅費の金額は異なる。 このことから、政務調査費の支出に占める旅費の割合が相当に高い場合には、不公平感が生じないように、一部実費精算の要素を取り入れるなどの改善が必要となる場合もあると思われる。	政務調査費の使途は、各会派が会派の実情に即して自ら決定することが、制度の趣旨からして適當であること。また、旅費のみに着目した実費精算は公平性を欠くことからも、現行の取扱いを改めないこととした。
エ 現金出納簿（3-4）	現金出納簿に関する明示的な作成の義務付け、雛形の提示、県への提出、公表の適否について、立法論的な見地から検討する必要があると思われる。	「政務調査費出納簿」を整備することが望ましい会計帳簿として位置付け、雛形を提示した。（「政務調査費マニュアル」で明文化）

監査委員事務局